

令和8年度 第1回横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会 会議録

日 時	令和8年4月30日（木）10時10分～12時30分
開催場所	神奈川区役所 本館5階 小会議室
出席者	青木委員、荻原委員、草加委員、土部委員、松本委員（計5名）
欠席者	なし
開催形態	公開・一部非公開（傍聴者2名）
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者選定委員会について 2 横浜市神奈川公会堂指定管理者の公募について 3 その他
審議結果	<p>1 指定管理者選定委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の位置づけについて 本委員会は「横浜市公会堂条例」に基づき設置される委員会であり、その目的は「横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき（1）選定手続の細目、（2）選定基準、（3）公募要項等の内容、（4）選定及び次点候補者の決定について、調査審議の上区長に意見を述べていただくことである旨事務局より説明。 ・委員長の選任 委員長に草加委員を任命し、委員長欠席時の委員長代理に土部委員を指名した。 ・委員会の内容の公開 公募内容や評価基準項目が含まれることから、公平な競争を確保するため第1回委員会は議題2以降を非公開とする。第2回委員会は、面接終了後の委員による議論について、自由な発言を妨げる恐れがあるため非公開とする。 <p>（傍聴者退席）</p> <p>2 横浜市神奈川公会堂指定管理者の公募について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募内容の確認 選定スケジュールおよび公募要項等について、事務局から説明。主に次のような意見が出された。 <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月の休館について記載があるが、この期間の指定管理料は支払われるのか。そのあたりがはっきりしていないと応募者としては不安かと思う。 ⇒事務局より、現時点で支払の確約はできないが、指定管理者の雇用の関係等も考慮して協議をさせてもらう旨説明。 ・「建物以外の工作物」とあるが、建築基準法上の工作物にあたるものがあるのか。無いのであれば記載しなくてもよいのでは。 ・「当該業務に必要な有資格者の配置」とあるが、どのような有資格者が必要なのかわかると望ましい。 ・事務局の説明によれば、公会堂において指定管理者が企画する事業は「自主事業」となるため、支出項目として記載されている「事業費」とされる支出が無いように

思う。

・指定管理料の支払い時期について、年度協定で定めるとあるが、例年どのように支払っているかがわかると応募者は安心すると思われる。

・本部事務経費について、「人件費、事務費、管理費の総額との割合より勘案し、算出します」とあるが、これは何かルールなり基準があるのかわからない。

・ESCO 事業について記載があるが、舞台照明も対象なのか。対象外であれば付記する方が望ましい。

⇒事務局より対象外の旨回答。

・ESCO 事業の減額分はすでに決まっているのであれば記載する方が望ましい。

・太陽光パネルの設置主体が要項の中では読み取れないので、横浜市なのであればその旨記載があるとわかりやすい。

・リスク分担の修繕に関しての記載について、「市に帰責事由がない場合」という記載がない。

・関連法令の中に「興行場法」の記載をする方が望ましい。

・ネーミングライツの導入によって発生する費用の負担先が明記された方が望ましい。

・質問の受付・回答から提案書の受付までの期間について、もう少し時間的な余裕がある方が望ましい。

・講堂について、午後の使用区分がないため、午後から夜間にかけて使用したい場合午前中も含めて予約を取らなくてはいけないということか。附属設備については午前午後夜間の3区分なのも違和感がある。

・減免ガイドラインについて、ここ数年の実績についてどの程度なのかを記載できると望ましい。

・公会堂における自主事業の取扱いに関する表について、開館時間内外の違いが見受けられないが、何か分けている理由があるか。

⇒地区センターにおいては異なる部分があるが、公会堂については違いがない旨事務局より回答。

・6か月の休館の時期は決まっているのか。また、応募者が予算書を作るにあたって休館を想定して予算書を作る必要があるのか。

⇒現時点で設計段階のため、明確な時期が確定しているわけではないこと、予算書の作成にあたっては休館を想定する必要はない旨事務局より説明。

【対応】

公募要項等について、意見を踏まえ所管局と調整し修正をするが、現在施設に該当が無い部分についても、体裁や指定管理期間中の変更を考慮して据え置きとする場合もある旨事務局より説明。

(荻原委員 所用により退席)

・評価基準項目の確認

評価基準項目、採点方法について事務局から説明。合わせて、応募書類の受付終了後に事務局より書類を郵送する旨説明。また、他委員会で「当期の管理運営の実績」の配点を-5~+10ではなく、±5とする意見があったことが事務局より報告され、

	<p>主に次のような意見が出された。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務状況等の評価については、財務の専門家に一任するのではなく、専門家の意見を聞いたうえで各委員が評点をつけるものとする。 ・「当期の管理運営の実績」については、±5 とする。 ・委員の平均点で判定をするが、平均点が同点となった場合は、配点の大きい項目 3・4・5 の平均点が高い団体を指定候補者とする。 ・指定管理料の額の妥当性を判断するにも、審査の際に過去の指定管理料の推移がわかるとありがたい。 <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表内容 本委員会は、「横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱」第2条に基づく附属機関に位置付けられる。要項第5条第3項に基づき、会議録を作成し閲覧に供する必要があることから、議事録を作成し公表すること、議事録は代表して委員長に確認を依頼することを事務局から説明。 ・事務連絡 応募書類や選定情報に関する情報漏えい、応募者の選定委員への接触などの留意事項について事務局から説明。
<p>配布資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公募要項案 (2) 応募関係書類 (3) 関係法令（条例・選定委員会運営要綱 等） <p>2 特記事項</p> <p>第2回選定委員会は、令和8年8月10日に開催予定。</p>